

答 申 書

(答申第 6 7 号)

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日

1 審査会の結論

町字 - ほか 4 筆に係る森林法第 34 条第 1 項違反行為に関する議会説明用手持ち資料を一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の内容は、町字 - ほか 4 筆に係る森林法第 34 条第 1 項違反行為調査書等である。

この開示請求に対し、北海道知事（以下「実施機関」という。）は対象公文書（以下「本件公文書」という。）を、町字 - ほか 4 筆の森林法第 34 条第 1 項に係る支庁からの聞取内容及び議会説明用手持ち資料等と特定し一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(2) 本件諮問事案における審議について

異議申立人は、異議申立ての趣旨として本件公文書のうち「町字 - ほか 4 筆に係る防風保安林における立木伐採について（H15.2.19）」と題する文書の「2の(3)発見の経過」の部分（以下「本件非開示部分」という。）の開示を求めていることから、本件非開示部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件非開示部分には、特定の個人が識別され通常他人に知られたくないと認められる情報が記録されていることから1号情報に該当する旨主張する。

本件非開示部分を見分したところ、保安林を違法に伐採している事実等を発見した特定の個人の氏名を記載した上で、同人の職業等の情報が記録されており、これらの情報は1号情報に該当するものと認められる。

(4) 情報公開制度と自己情報開示請求権について

ア 異議申立人は、本件非開示部分は、異議申立人本人に係る情報であるから開示すべき旨主張しているものと解される。情報公開制度と自己情報開示請求権に関しては、既に当審査会が平成15年3月5日付けの答申第56号及び第57号において、これ

を認めない旨の答申をしており、本件についても次に述べるとおり同様の判断とすることが相当であると考えられる。

イ 道における情報公開制度は、道が保有する情報を道民等が必要とするときに入手できるよう、道民等に開示請求権を保障し、各実施機関に開示を義務付け、開示に必要な手続等を定める制度をいうものとされ、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者はだれであるかは、考慮されないものである。

これに対し、個人情報保護制度は、自己情報の開示を求める権利を保障する制度であり、開示請求者が開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提出又は提示が義務付けられており、開示・非開示の判断においても、開示請求者が本人であることを考慮する制度となっている。

このため、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第14条第1項において、「何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。」として、自己に関する個人情報の開示に関する規定を設け、同条例第15条第2項で、「開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。」として、請求手続に関する規定を設けており、また、本人等であることの確認手続としては、知事部局では、「知事が保有する個人情報の保護に関する規則」（平成6年北海道規則第97号）において、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券など、本人等の証明に必要な書類が具体的に定められている。

一方、条例は、第9条において、「何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。」と定め、開示請求者を区別することなく、何人に対しても認めることとしており、開示請求があったときは、条例第10条第1項又は第2項の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示をしなければならない旨を規定するのみで、自己に関する個人情報の開示や本人であることの確認手続などについては、条例や規則等において全く定めていない。

このように、両者は、目的や性格を異にする制度であり、道における情報公開制度は、本人による自己情報の開示請求権を認めたものと解することはできないものである。

ウ このことを条例の改正経緯からみると、北海道公文書の開示等に関する条例（昭和61年北海道条例第1号。以下「旧条例」という。）では、第16条に「実施機関は、特定個人情報が記録されている公文書について、当該特定個人情報に係る本人から閲覧又は写しの交付の申出があり、かつ、当該申出に応ずる相当の理由があると認めるときは、これに応ずるよう努めるものとする。」という本人開示に関する規定があったが、個人情報保護条例が平成6年10月に施行されたことに伴い、同条は削除されている。同条は、道において、個人情報保護制度が採用されていない状況の下で、本人が自己の情報の開示を求める場合にその求めに応ずるよう努めることとしていた規定であり、権利として請求を認めていたものではないが、本人情報の開

示によって、条例の目的（公開の原則等）を間接的に達成しようとするものであり、あくまでも例外的な扱いであったが、個人情報保護条例の施行に伴い、自己情報の開示請求については、個人情報保護条例によるものとされたことから、同条を削除したものと認められる。

また、旧条例の改正に向けて設置された情報公開制度検討会から平成9年12月に知事に提出された「北海道の情報公開制度の改善に関する提言」において、開示請求者については、住所要件を撤廃し、何人にも開示請求権を認めることとすべきである旨を提言するのみで、開示請求者の特別の地位や請求の目的は何ら考慮されていないことが認められる。

さらに、平成12年4月に条例の実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることなどに伴う問題について検討を行うため設置された情報公開審査会特別部会においても、本人開示の取扱いについて、検討した経緯はなかった。

こうした改正経緯からも、条例は、自己情報開示請求権を否定する趣旨のものとして解される。

エ このように情報公開制度と個人情報保護制度は、目的や性格を異にするものであり、同じ情報が両制度の開示請求の対象となることがあり得るが、どちらの制度を利用するかは、開示請求者が、開示を求める情報の内容等により判断すべきものと考えられる。

本件の場合、仮に、異議申立人が非開示部分に自己に関する情報があると考え、その開示を求めるのであれば、個人情報保護条例に基づき個人情報の開示請求をするという方法によるべきであり、情報公開制度においては、条例は自己情報開示請求権を否定する趣旨であることから、これを認めることはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年7月16日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し ）の提出
平成15年7月18日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成15年8月27日 （ 第二部会 ）	実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議
平成15年9月30日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年10月21日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年11月25日 （ 第二部会 ）	審議
平成15年12月8日 （ 第55回全体審査会 ）	答申案審議
平成15年12月10日	答申

別 紙

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成15年3月11日 本件開示請求
- (2) 平成15年3月25日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (4) 平成15年5月29日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

「 町所在の防風保安林における立木伐採について」と題する書面中2-(3)発見の経過の部分、特に〔 〕の部分について開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見陳述等により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が公開を求める部分は異議申立人のことであり、全部を公開していただきたい。

治山課長から道議を通じ、特定個人に渡された文書に、この部分が書かれ、氏名、経歴が公開された（第三者で見た人がある）件について明らかにしたい。

3 実施機関の説明要旨

(1) 一部開示決定の理由

異議申立人は、一部開示文書中、議会説明用手持ち資料の2-(3)発見の経過の非開示部分、特に〔 〕の部分についての開示を主張しているが、当該部分については、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものであり、1号情報に該当する。

(2) 異議申立て理由に対する反論

異議申立人は、当該部分は本人情報であることから開示を主張している。

しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断にあたっては、仮に本人からの自己情報についての請求であっても、考慮されるものではないため非開示情報に該当するものである。

また、異議申立人は治山課長が外部の者に文書を渡した旨の主張をしているが、資料は道の説明用手持ち資料として作成し、これを基に口頭で説明したもので、異議申立人の主張する事実はない。